

平成23年5月20日
株式会社日本政策金融公庫
国民生活事業

「国の教育ローン」における「災害特例措置」の実施について

～東日本大震災により被害を受けた方を対象として、利率引き下げ等を実施～

このたびの東日本大震災で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、平成23年度第1次補正予算の成立を受け、「国の教育ローン」の融資制度を拡充し、震災により被害を受けた方に対する「災害特例措置」を開始します（適用日：平成23年5月23日）。

1 災害特例措置の内容

り災証明書等（原発事故により避難等の指示を受けている方は被災証明書等）を受けている方を対象として、次の災害特例措置を実施します。

項目	災害特例措置の内容	(参考) 現行
所得制限	<p>子供1人世帯及び2人世帯の世帯年収 (所得) 上限額を引き上げ</p> <p>子供1人世帯 } <u>990 (770) 万円</u> 2人世帯 }</p> <p>※ 3人世帯以降は現行どおり。</p>	<p>子供の人数に応じて、世帯年収(所得)が以下の金額以内</p> <p>(子供1人世帯 <u>790 (590) 万円</u> 2人世帯 <u>890 (680) 万円</u> 3人世帯 <u>990 (770) 万円</u>)</p> <p>※ 4人世帯以降は一定額を上乗せ</p>
返済期間	<u>18年以内へ延長</u>	<u>15年以内</u>
融資利率 (※)	<u>年2.45% (母子家庭は年2.05%) へ引き下げ</u> (通常の利率より0.4%引き下げ)	<u>年2.85% (母子家庭は2.45%)</u>

(※) 融資利率は、平成23年5月20日現在の利率をもとに記載しています。

2 融資利率引き下げの遡及適用等

震災発生日（平成23年3月11日）以後に「国の教育ローン」をご利用された方で、今般の震災によるり災証明書、被災証明書等をお取引支店へご提出された方には、融資日まで遡って、利率を0.4%引き下げます（※）。

(※) 遡及適用により生じた利息の差額（年0.4%分）は、次回以降のご返済金として、お取り引きに充当し、以降のご返済金額等の予定表を郵送します。また、返済期間についてもご相談を承ります。

3 お客さまからのお問い合わせ先

- 「災害特例措置」を含めた「国の教育ローン」の制度、手続きについては、教育ローンコールセンター（連絡先は別紙参照）へお問い合わせください。
- 融資利率引き下げの遡及適用等については、お取引支店へお問い合わせください。

◆「国の教育ローン」（教育一般貸付（直接扱））の概要◆

融 資 対 象 者	<p>高校、短大、大学、専修学校、外国の高校、大学等に入学・在学する方の保護者で、次の1または2に該当する方</p> <p>1 世帯の年間収入（所得）が次表の金額以内の方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>子供の人数（※）</th> <th>給与所得者（事業所得者）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>790万円（590万円）</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>890万円（680万円）</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>990万円（770万円）</td> </tr> <tr> <td>4人以上</td> <td>「3人」の金額に、4人目以降の子供の人数1人あたり100万円ずつ加算した金額（事業所得者の場合は所得換算した金額）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「子供の人数」とは、お申しいただく方が扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。</p> <p>2 世帯の年間収入（所得）が990万円（770万円）以内であって、次の特例要件のいずれかに該当する方</p> <p>【特例要件】</p> <p>(1) 勤続（営業）年数が3年未満</p> <p>(2) 居住年数が1年未満</p> <p>(3) 返済負担率（借入申込人の $\frac{\text{借入金年間返済額}}{\text{年間収入（所得）}}$）が30%超</p> <p>(4) 借入申込人またはその配偶者が単身赴任</p> <p>(5) ご親族などが要介護者または要支援者であって、介護費用を負担</p> <p>(6) ご親族などが高額療養費制度または難病患者等に対する公的医療助成制度を利用している方であって、療養費用を負担</p> <p>（7）【災害特例措置】 大規模災害により被災（東日本大震災を含みます。）</p> <p>※世帯の年間収入（所得）には、世帯主のほか、配偶者等の収入（所得）も含まれます。 ※今年の世帯の年収（所得）が、上記の金額以内となる見込のある方は、ご利用いただける場合があります。 ※ご親族などでもご利用いただける場合があります。</p>	子供の人数（※）	給与所得者（事業所得者）	1人	790万円（590万円）	2人	890万円（680万円）	3人	990万円（770万円）	4人以上	「3人」の金額に、4人目以降の子供の人数1人あたり100万円ずつ加算した金額（事業所得者の場合は所得換算した金額）
	子供の人数（※）	給与所得者（事業所得者）									
1人	790万円（590万円）										
2人	890万円（680万円）										
3人	990万円（770万円）										
4人以上	「3人」の金額に、4人目以降の子供の人数1人あたり100万円ずつ加算した金額（事業所得者の場合は所得換算した金額）										
資 金 使 途	<p>入学時・在学中に必要な1年間分の教育費</p> <p>学校納付金（入学金、授業料など）、受験費用（受験料、交通費・宿泊費など）、自宅外通学時の住居費用（敷金・家賃など）、教材費（教科書代、パソコン購入費など）、通学費、修学旅行費、学生の国民年金保険料など</p>										
貸付限度額	学生・生徒1人あたり300万円以内（貸付限度内で重複して利用可能）										
貸付期間	<p>15年以内（交通遺児家庭又は母子家庭の方は18年以内）</p> <p>【災害特例措置】18年以内</p>										
元金据置期間	在学期間内（利息のみの返済が可能。元金据置期間は返済期間に含まれる。）										
利率（固定）	<p>年2.85%（母子家庭は年2.45%）（平成23年5月20日現在）</p> <p>【災害特例措置】年2.45%（母子家庭は年2.05%）～平成23年9月30日貸付分まで</p>										
返済方法	元利均等毎月払（ボーナス月増額返済が可能）										
保証	公益財団法人 教育資金融資保証基金										
取扱窓口	株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）の各支店（全国152支店）										
照会窓口	<p>「国の教育ローン」の制度、手続きに関するご相談・お問い合わせは、教育ローンコールセンター（0570-008656（ナビダイヤル）、(03) 5321-8656）または最寄の支店（国民生活事業）で承っています。</p>										